

**小豆島ふるさと村再整備事業
(宿泊ゾーン)
実施協定書（案）**

※本実施協定書（案）は、現時点において想定される町及び事業者の基本的な役割分担等を記載したものであり、事業者が提出した企画提案書等の内容及び事業者との協議により、各条項の記載内容等を修正する予定です。

**令和 7 年 9 月 5 日
小豆島町**

小豆島ふるさと村再整備事業（宿泊ゾーン）実施協定書（案）

小豆島町（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、小豆島ふるさと村再整備事業（宿泊ゾーン）（以下「本事業」という。）に関して、以下のとおり、実施協定（以下「本協定」という。）を締結する。

【注：乙がグループで応募する場合は、乙の表記は以下のとおりとする】（乙の代表者名●●（以下「代表者」という。）、構成員名●●及び構成員名●●）。以下これらを総称して「乙」という。）】

（目的及び定義）

第1条 本協定は、本事業に関して、甲及び乙が相互に協力し、円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業計画書：乙が、本協定の締結までに第6条の規定に基づき作成し、甲の確認又は承認を得た計画書（第7条の規定に基づく協議により変更された後の事業計画書を含む。）をいう。
- (2) 本施設：乙が事業計画に基づき整備し、維持管理・運営する施設（建築物、工作物、植栽等を含む。）
- (3) 事業区域：乙が借地権を設定する別紙1に示す区域をいう。
- (4) 提案書類：本事業に関して、乙が甲に提出した企画提案書及びそれに付随する一切の書類をいう。
- (5) 募集要項：令和7年9月5日に公表された「小豆島ふるさと村再整備事業（宿泊ゾーン）募集要項」（付属資料を含む。）をいう。
- (6) 募集要項等：募集要項及び募集要項に関する質問及び回答をいう。

3 前項に規定するもののほか、本協定において使用する用語は、募集要項等において使用する用語の例による。

（乙の遵守事項）

第2条 乙は、本協定の有効期間中、以下の各号に掲げる内容を遵守する。

- (1) 小豆島町総合戦略及び小豆島観光ビジョンを参酌して本事業を実施すること。
- (2) 小豆島ふるさと村全体整備基本計画の基本的な考え方を踏まえるとともに、景観に配慮した質の高いデザイン性を有し、魅力ある空間を創出すること。
- (3) 雇用の創出や周辺事業者等への経済波及効果が期待できる取組とすること。
- (4) 「持続可能な観光」に資するとともに環境に十分配慮すること。
- (5) 小豆島ふるさと村内における他の事業者との連携や全体の一体感創出に寄与すること。

（義務）

第3条 乙は、募集要項等を遵守して、甲に提出した事業計画に基づき、本事業を実施しなければならない。

2 乙は、独立採算事業として、自らの責任において、法令を遵守して本事業を実施しなければならない。

- 3 乙は、本施設について、令和●年●月までに営業を開始しなければならない。
- 4 乙は、本施設のうち、宿泊施設については、令和●年●月までに営業を開始しなければならない。

(本協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結日から令和●年●月●日までとする。

(営業開始日等)

第5条 乙は、本協定締結後、速やかに本施設の整備にかかる手続きを行い、工事着手日の1か月前までに、工事着手日、工事竣工日及び営業開始予定日（以下「営業開始日等」という。）を定めた工事工程を書面により甲へ提出し、甲の承諾を得て整備を進めるものとする。

- 2 乙は、やむを得ない事情により、前項に定める営業開始日等の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

(事業計画書)

第6条 乙は、提案書類に基づき、土地利用計画、施設計画、施設の供用開始までのスケジュール（着工予定日、竣工予定日、供用開始予定日の明示を含む。）、工事期間中の環境対策、本事業で実施する事業内容、地域への貢献として実施する内容、資金計画及び収支計画等を定めた事業計画書を作成し、甲の承諾を得なければならない。なお、事業計画に記載すべき事項の詳細は、甲乙の協議のうえ別途定める。

(事業計画書の変更)

第7条 乙は、社会情勢、経済情勢その他の事由により、事業計画の内容を変更する必要がある場合には、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得た場合は、事業計画を変更することができる。

(費用負担)

第8条 乙は、協定期間中、本施設の整備及び撤去費用並びに本事業に必要な運営・管理等に係る一切の費用を負担する。

- 2 甲は、協定期間中、本施設の整備及び撤去費用並びに本事業に必要な運営・管理等に係る一切の費用を負担しない。

(本施設の維持管理・運営等)

第9条 乙は、維持管理・運営業務の実施にあたり、本施設の供用開始前に維持管理・運営計画書を作成し、甲に提出するものとする。なお、維持管理・運営計画書に記載すべき事項の詳細は、甲乙の協議のうえ別途定める。

- 2 乙は、その責任と費用負担により、本施設及び事業区域の清掃、維持管理、法定点検、法定訓練等を行うものとする。
- 3 乙は、事業区域及びその周辺で開催される各種イベント等（甲及び乙以外の第三者が実施するイベント等を含む。）に協力をするものとする。

(安全対策及び事故等への対応)

第10条 乙は、本事業の実施にあたり事故、災害等に対応するための体制を整備し、災害時対応マニュアル等を甲に提供するものとする。

- 2 乙は、事業区域及びその周辺で開催される各種イベント等の開催時など来訪者の混雑

が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について甲に協力するものとする。

- 3 本事業の実施中に人身事故や物損事故が発生した場合、乙は、当該事故発生時の帰責の如何にかかわらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を甲に報告しなければならない。

(周辺の施設管理者との調整)

第11条 乙は、事業区域の周辺の施設管理者である甲及び一般財団法人小豆島ふるさと村との連絡調整を密にするとともに、事業区域を含めた周辺施設等の良好な管理運営に配慮するものとする。

- 2 乙は、甲が行う小豆島ふるさと村再整備事業の進捗に合わせて、甲と協議を行うとともに、必要な協力を行うものとする。

(用途の制限)

第12条 乙は、乙が管理する本施設において、次に定める行為を行い又は第三者に行わせることはできない。

(1) 政治的又は宗教的な行為

(2) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業

(3) 青少年等に有害な影響を与える興業、物販業、サービス業

(4) 暴力団等がその活動のために利用する行為

(5) その他公序良俗に反する行為

(事業の報告等)

第13条 乙は甲に対して、本協定締結の日から第4条に定める協定期間満了の日まで、毎年●月●日までに、また甲が必要と認めるときは甲がその旨を通知した後速やかに、本事業に係る業務報告書を提出するものとする。なお、業務報告書に記載すべき事項の詳細は、甲乙の協議のうえ別途定める。

- 2 乙は甲に対して、本協定締結の日から本施設を竣工させるまでの間、●か月毎に建設工事等の進捗状況を報告するものとし、甲による現地確認に協力するものとする。

- 3 乙は甲に対して、少なくとも毎年度1回は面談し、財務状況等を説明するとともに、甲がその業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿、書類その他の財産を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めたときは、これに協力しなければならない。

- 4 甲は、事業敷地又は本施設に立ち入り、乙の役員又は使用人その他の従業者に対して質問することができ、乙はこれに協力するものとする。

- 5 甲は、乙の財務状況等の悪化その他の事由により事業の継続が困難となるおそれがある場合には、乙に対し、事業改善等に向けた協議を求めることができる。

(地位譲渡)

第14条 乙は、本協定に基づく権利及び義務並びに契約上の地位の全部又は一部について、第三者に対して譲渡し、承継させ又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(委託の禁止等)

第15条 乙は、本事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により委託を行う場合、当該委託先に本協定の規定を遵守させなければならない。

(リスク分担)

第16条 協定期間中の甲及び乙のリスクの分担は別紙2のとおりとする。ただし、これに定めたもの以外の事項については甲乙の協議により決定するものとする。

(第三者に与えた損害)

第17条 乙は、本事業の実施にともない、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

(法令変更及び不可抗力に対する措置)

第18条 甲及び乙は、法令変更又は不可抗力により本協定に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面により直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本協定に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、各当事者は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 甲及び乙は、前項に定める通知を発した日以後、本事業の継続の可否について協議するものとする。

3 法令変更又は不可抗力により本協定の有効期間中に発生した本施設に関する追加費用及び損害額については、事業敷地に関するものを除き、乙が負担するものとする。

(著作権)

第19条 本事業の実施にあたり甲又は乙が自ら作成した書類等のうち、著作権の対象となるものについては、その著作権は作成者に帰属するものとする。

2 甲は、乙が作成した提案書類及び本施設に係る書類その他の情報（以下「施設情報」という。）について、無償利用する権利を有し、その利用の権利は、本協定の終了後も存続する。

3 甲は、施設情報を次の各号に掲げるところにより利用する場合には、当該利用の確保のために必要な措置（自ら又は著作者（甲を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法（昭和45年法律第48号）第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又は行使させないことを含む。）について、協議を行うものとする。

(1) 施設情報を公表すること（ただし、甲は事前に乙に対して公表する内容を通知する。）。

(2) 本施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

4 乙は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 乙の著作物にかかる著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。

(2) 施設情報を公表すること。

(3) 本施設に乙又は著作者の実名又は変名を表示すること。

5 乙は、前項第1号により著作権を第三者に譲渡又は承継させる場合、当該第三者に、第3項及び第4項に掲げる義務を負わせなければならない。

(反社会的勢力ではないこと等の表明・保証及び誓約)

第20条 乙は、乙の役員が、本協定締結日において、募集要項に定める「5. 参加資格要件(2) 公募参加の制限等」に該当しないこと及び反社会的勢力(以下の各号に定める者をいう。)に該当しないことを表明し、保証するとともに、将来にわたっても該当しないことを誓約する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、国民生活の安全に脅威を与える者
- (7) 社会運動又は政治活動を偽装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、国民生活の安全に脅威を与える者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人
- (9) その他前各号に準ずる者

2 乙は、以下の各号のいずれかに該当する行為を行わず、また、第三者に行わせないことを誓約する。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 本事業に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - (5) その他上記(1)ないし(4)に準ずる行為
- (秘密の保持等)

第21条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を、第三者に漏洩し、又は本協定及び定期借地権設定契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 公知である場合
- (2) 本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
- (3) 被開示者が独自に開発した情報として書面等の記録で証することができる場合
- (4) 裁判所その他官公署によりその権限に基づき開示が命ぜられた場合
- (5) 甲が小豆島町情報公開条例(平成18年小豆島町条例第10号)に基づき開示を求められて適法に開示する場合
- (6) 弁護士その他本事業にかかるアドバイザー等に守秘義務を課して開示する場合
- (7) 本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を

行う場合

(8) その他法令に基づき開示する場合

- 2 乙は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、甲が貸与するデータ及び資料等に記載された個人情報並びに当該情報から乙が作成した個人情報（以下、本条において、これらを総称して「個人情報」という。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び小豆島町個人情報保護法施行条例（令和5年小豆島町条例第2号）を遵守して取扱う責務を負う。
- 3 前2項に定めるほか、乙は、本事業に関する個人情報の保護に関する事項につき、甲の指示に従う。
- 4 乙は、その役員、従業員、代理人又はコンサルタント、出資者、本事業に関連して資金を提供している金融機関又は協力法人に対し、第1項及び前項の義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。
- 5 本条に定める乙の義務は、本協定終了後も存続し、乙の役員、従業員、代理人若しくはコンサルタント、出資者、本事業に関連して資金を提供している金融機関又は協力法人がその地位を失った場合であっても免れない。

（甲による協定の解除等）

第22条 甲は、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、乙の事業者の地位を解消し、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、事業計画に基づき事業を実施しない場合であって、甲がその是正を求めたにもかかわらず、相当期間内に乙がこれを改善しない場合
- (2) 乙が、本協定の規定に違反した場合であって、甲がその是正を求めたにもかかわらず、相当期間内に乙がこれを改善しない場合
- (3) 第20条第1項及び第2項に基づく表明及び保証が正確若しくは真実でなく、又は乙が同項に基づく誓約事項に違反した場合
- (4) 乙が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 監督官庁から営業の停止を命じられた場合
 - イ 事業譲渡・合併・会社分割等の組織再編その他会社の支配に重要な変更が生じた場合
 - ウ 差押、仮差押、銀行取引停止処分又は国税等の滞納処分を受けた場合
 - エ 破産、民事再生、会社更生その他法的整理手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合
 - オ その他前各号に準ずる事由が生じた場合
- (5) 甲及び乙間の信頼関係が失われた場合その他本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合

- 2 乙は、前項の規定により、甲が本協定を解除した場合、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を甲に求めることはできない。

（甲と乙の合意による協定の解除等）

第23条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と判断した場合、本協定を解除しようとする日の6か月前までに、甲に書面により解除の申請を行った上で、甲と協議の上、甲が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を甲に求めることはできない。
- 3 本協定締結後、天災地変などの不可抗力により、事業区域内の本施設が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する等、乙の責めに帰すべき事由によらず本協定の履行が不可能となった場合、甲と乙は協議し、合意のうえ本協定を解除することができる。
- 4 甲及び乙は、前項の規定による本協定の解除に関し、損害、追加費用その他名目の如何を問わず、甲乙間での費用等の請求、精算、その他相互に債権債務関係は一切生じないものとする。

(違約金)

第24条 乙は、甲が第22条第1項に基づき本協定を解除したとき又は乙が第23条第1項の規定に基づき本契約を解除したときは、甲に対して事業敷地の貸付料の●年分に相当する金●●●円を支払わなければならない。ただし、事業敷地に関する定期借地権設定契約第20条に基づく違約金全額が甲に支払われた場合は、この限りでない。

(本施設の撤去等)

第25条 乙は、第23条の規定により本協定を解除する場合若しくは協定期間が終了する前までに、本施設並びに乙が設置又は埋設等したもの（以下「撤去対象物」という。）を乙の責任と費用負担において撤去し、甲に事業区域を返還しなくてはならない。

- 2 甲は、前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に撤去対象物の撤去を行わないときには、甲が乙に代わって撤去及び処分することができるものとし、この場合において、乙は、甲の撤去及び処分について異議を申し出ることはできず、甲の撤去及び処分に要した費用は、乙が甲の請求により支払うものとする。

(届出義務)

第26条 乙は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届出なければならない。

- (1) 代表者及び構成員を変更する場合
- (2) 乙の代表者及び構成員の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合
- (3) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは、会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (4) 乙が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 乙が、本事業の実施に関わり、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合
- (6) 乙が、本事業の実施に関わり、地震、火災、風水害、盗難、その他の事由により、損害を被った場合
- (7) 本施設が、本事業の実施に関わり、滅失又は毀損した場合
- (8) 事業区域の全部又は一部を第三者に占拠された場合

(本協定の変更)

第27条 本協定の規定は、甲及び乙の合意に基づき、書面により変更することができる。

(準拠法及び裁判管轄)

第28条 本協定は、日本国の法令に従って解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属管轄裁判所は、高松地方裁判所とする。

(定めのない事項等)

第29条 本協定に定めのない事項について定める必要がある場合及び本協定に関し疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議によりこれを解決するものとする。

本協定の成立を証するため本書●通を作成し、契約当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●●月●●日

甲

住 所 香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地95
名 称 小豆島町
氏 名 小豆島町長 印

乙（グループの場合は、「乙の代表者」）

住 所
名 称
氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

（グループの場合は以下、構成員連名）